

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当そ)

## 告 示

目 次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

保険薬剤師の登録（〃）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）

土地改良区の解散（農村整備課）

保安林の指定（造林課）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（都市計画課）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

収入証紙の小売りさばき人の指定（〃）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（〃）

定例教育委員会の招集（総務課）

◇教委告示

鳥取県告示第三百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 古居 勝治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菊川医院診療所 フエライト米里	鳥取市南栄町七〇一二 八頭郡佐治村大字余戸一七一 一二五	平成三年二月十五日
池畠歯科医院	米子市茶町七三	平成三年二月十六日
都田医院	米子市紺屋町一三六一三	平成三年二月二十二日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成三年三月一日
小田耳鼻咽喉科 医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成三年三月一日
鳥取県職員診療 所	鳥取市吉方町二丁目五五一	"
鳥取県公報	鳥取市東町一丁目二七一	"

アド調剤薬局	米子市東町一九二	
名和薬局	○一〇二〇 西伯郡名和町大字御来屋一六	"
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	平成三年三月十四日
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島七二二	平成三年三月五日
古賀歯科クリニック	○一〇一 西伯郡西伯町大字法勝寺三七	平成三年三月十日

## 鳥取県告示第三百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 優 治

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
小 谷 ひとみ	鳥薬第七七一号	平成三年二月二十七日

## 鳥取県告示第三百三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 優 治

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
西 垣 千 恵	鳥国薬第七七〇号	平成三年一月三十一日

## 鳥取県告示第三百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 優 治

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
小 谷 ひとみ	鳥薬第七七一号	平成三年二月二十七日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤穂内科外科クリニック	東伯郡赤穂町大字赤穂一八四	平成三年三月十二日
中部薬局赤穂店	八十一 東伯郡赤穂町大字赤穂一八四	"

## 鳥取県告示第三百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年四月五日

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
立岩薬局	鳥取市吉方温泉一丁目一二一	平成三年三月十四日

## 鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儀 治

## 鳥取県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 古 居 儀 治

## 一 保安林の所在場所

東伯郡泊村大字泊字後島一四二二の一三

## 二 指定の目的

風害の防備

## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (二) 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

## 鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号

に掲げる事由により、中井手土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年四月五日

## 鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儀 治

## 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儀 治

## 鳥取県告示第三百四十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儀 治

第一号の表株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取市千代水

鳥取市秋里

を

鳥取

鳥取市安長

を

鳥取

二丁

市千代水 に改め、第二号の表株式会社鳥取銀行の項中

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課

において公衆の縦覧に供する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儀 治

治

鳥取県告示第三百四十七号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので司条第四項の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古居 儒治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成三年 四月一日	五〇一 〇三	鳥取市栄町四 鳥取市永楽温 泉町一六一	株式会社山陰 合同銀行ふぞ う営業部	鳥取市栄町四〇三 鳥取市永楽温泉町一六一
五〇六 新通り三丁目	五〇四 二	鳥取市扇町三 鳥取市材木町	株式会社山陰 合同銀行扇町 支店	株式会社山陰合同銀行鳥取 駅前支店
三三三 り支店	五〇五 二二六	岩美郡国府町 合同銀行新通	株式会社山陰 合同銀行鳥取 北支店	鳥取市扇町三二六 株式会社山陰合同銀行鳥取 北支店
"	"	岩美郡国府町 新通り三丁目	株式会社山陰合同銀行新通 り支店	岩美郡国府町新通り三丁目

"	"	"	"	"	"	"	"	"
五一六	倉吉市山根五	倉吉市明治町	株式会社山陰	倉吉市明治町一〇三二一一	株式会社山陰	倉吉市山根五四〇一	株式会社山陰	倉吉市山根五四〇一
五一七	倉吉市明治町	合同銀行倉吉	合同銀行倉吉	合同銀行倉吉	合同銀行倉吉	合同銀行倉吉	合同銀行倉吉	合同銀行倉吉
五一八	東伯郡三朝町	株式会社山陰	中央支店	東伯郡三朝町大字三朝七七	株式会社山陰	中央支店	中央支店	中央支店
五一九	東伯郡三朝町	合同銀行三朝	東支店	東伯郡三朝町大字三朝七七	合同銀行三朝	東支店	合同銀行三朝	合同銀行三朝
五二〇	東伯郡東伯町	株式会社山陰	駅前支店	東伯郡東伯町大字徳万四九	株式会社山陰	駅前支店	株式会社山陰	株式会社山陰
五二一	大字徳万四九	合同銀行浦安	駅前支店	二一五	二一五	二一五	二一五	二一五
五二二	東伯郡東伯町	株式会社山陰	出張所	東伯郡東伯町大字八橋三五	株式会社山陰	出張所	株式会社山陰	株式会社山陰
五二三	米子市上福原	合同銀行米子	屋支店	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
一六〇三一二	株式会社山陰	株式会社山陰	シティ支店	西伯郡名和町	西伯郡名和町	西伯郡名和町	西伯郡名和町	西伯郡名和町
北支店	合同銀行米子	合同銀行米子	屋支店	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
米子市上福原	米子市上福原	米子市上福原	シティ支店	一	一	一	一	一
五二四	米子市上後藤	合同銀行上後	藤支店	米子市上後藤	合同銀行上後	藤支店	米子市上後藤	合同銀行上後
二二〇三二一八	株式会社山陰	合同銀行富士	見町支店	株式会社山陰	合同銀行富士	見町支店	株式会社山陰	合同銀行富士
五二五	米子市富士見	合同銀行富士	橋東支店	米子市富士見	合同銀行日野	橋東支店	米子市富士見	合同銀行日野
五二六	米子市蚊屋	合同銀行境中	橋東支店	米子市蚊屋	株式会社山陰	橋東支店	米子市蚊屋	株式会社山陰
五二七	境港市上道町	合同銀行境中	橋東支店	境港市上道町	株式会社山陰	橋東支店	境港市上道町	株式会社山陰
五二八	日野郡江府町	合同銀行境中	橋東支店	日野郡江府町	株式会社山陰	橋東支店	日野郡江府町	株式会社山陰
五二九	大字江尾一八	合同銀行境中	橋東支店	大字江尾一八	株式会社山陰	橋東支店	大字江尾一八	株式会社山陰
五三〇	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中
五三一	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中
五三二	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中
五三三	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中	橋東支店	本町支店	合同銀行境中

## 鳥取県告示第三百四十八号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので告示する。

平成三年四月五日

鳥取県副知事 古居 儀治

廃止年月日	住所	名称	
平成3年3月三十一日	鳥取市栄町四〇三	株式会社ふそう銀行 本店営業部	八頭郡郡家町大字郡家六四五 八頭郡智頭町大字智頭一五三
"	鳥取市永楽温泉町二六一	株式会社ふそう銀行 鳥取駅前支店	氣高郡青谷町大字青谷四〇一 五十三
"	鳥取市扇町三二	株式会社ふそう銀行 鳥取南支店	"
"	鳥取市材木町二二六	株式会社ふそう銀行 鳥取北支店	倉吉市山根五四〇一
"	岩美郡国府町新通り三丁目三 三三	株式会社ふそう銀行 田園町支店	倉吉市明治町一〇三三一一
"	鳥取市田園町四丁目三七五	株式会社ふそう銀行 鳥取東支店	一 東伯郡三朝町大字三朝七七九
"	鳥取市御弓町二〇	株式会社ふそう銀行 御弓町支店	一 東伯郡東伯町大字徳方四九二 一五
"	鳥取市行徳ろ四三一一	株式会社ふそう銀行 行徳支店	一 西伯郡名和町大字八橋三五一 六 米子市加茂町二丁目一〇〇一
"	鳥取市湖山町北三丁目一一二	株式会社ふそう銀行 賀露支店	一 株式会社ふそう銀行 御来屋支店
六 岩美郡岩美町大字浦富一五四	湖山支店	株式会社ふそう銀行 米子支店	一 東伯郡支店八橋出張所
"	岩美文店	株式会社ふそう銀行 米子市上後藤二丁目一一八	一 株式会社ふそう銀行 米子東支店
"	岩美郡岩美町大字浦富一五四	株式会社ふそう銀行 米子西支店	一 株式会社ふそう銀行 米子市上福原一六〇三一一

			米子市富士見町二丁目一二三	株式会社ふそう銀行 米子中央支店
"	"	境港市上道町一八五五一七	株式会社ふそう銀行 日野橋支店	
"	八	日野郡江府町大字江尾一八五	株式会社ふそう銀行 境港支店	

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 1 鳥取県立図書館協議会委員の任免について
- 2 その他
- 一日時 平成三年四月九日（火）午後三時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題